

# 印刷物の費用弁償に関する内規

熊野吹奏楽団

第1条 この内規は、団務に関わる資料等の印刷物を楽員が作成し配布する際における、施設等での機器を利用した印刷に係った費用および用紙やインクトナー等の消耗に対する費用弁償の取り扱いについて定める。

第2条 前条の規定に掲げる費用弁償の額は次のとおりとする。

施設等での機器を利用した印刷	発行された領収書に記載されている金額の全額
個人所有機器等を利用した印刷	1ページあたり4円の単価に印刷総ページ数を乗算した金額

第3条 費用弁償の請求は、支出命令及び支出負担行為書に指定の印刷物計算書及び施設等での機器を利用した印刷の場合に支払った金額の領収書を添えて、総務担当運営委員に提出しなければならない。

第4条 この内規に定めのない事項は、楽長においてその都度専決処分することができる。

附則 この規定は、平成25年4月25日を以って施行する。